

不動産登記令等の一部を改正する政令新旧対照条文

一	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第一条関係）	1
二	建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）（第二条関係）	6
三	企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）（第三条関係）	13
四	抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）（第四条関係）	15
五	船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第五条関係）	16
六	農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第六条関係）	28

改 正 案		現 行	
(添付情報) 第七条 (略)			
2 (略)			
3 次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。			
一 法第六十九条の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合			
二 五 (略)			
別表（第三条、第七条関係）			
(略)	項	登記	申請情報
二十六	イ	権利に関する登記の抹消（三十七の項及び七の項の登記を除く。）	ロ 法第七十条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第六十六条第一項に規
(添付情報) 第七条 (同上)			
2 (同上)			
3 (同上)			
(新設)			
一 四 (同上)			
別表（第三条、第七条関係）			
(同上)	項	登記	申請情報
二十六	イ	権利に関する登記の抹消（三十七の項及び七の項の登記を除く。）	ロ 法第七十条第二項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第六十六条第一項に規

定する除権決定があったことを証する情報	ハ 法第七十条第四項 前段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するとき (1) は、次に掲げる情報は、次に掲げる情報 (2) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する情報	ニ 法第七十条第四項 後段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するとき (1) は、次に掲げる情報は、次に掲げる情報 (2) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する情報 (3) 共同して登記の抹消の申請をすべ
---------------------	--	---

定する除権決定があったことを証する情報	ハ 法第七十条第三項 前段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するとき (1) は、次に掲げる情報は、次に掲げる情報 (2) 登記義務者の所在が知れないことを証する情報 (同上)	ニ 法第七十条第三項 後段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するとき (1) は、次に掲げる情報は、次に掲げる情報 (2) 登記義務者の所在が知れないことを証する情報 (同上)
---------------------	--	--

きの者の所在が知れないことを証する情報	ホ 法第七十条の二の	規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報	(1) 被担保債権の弁済期を証する情報	(2) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報	(3) 法第七十条第二項に規定する方法により調査を行うつもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報	へ イからホまでに規定する申請以外の場 合にあっては、登記
---------------------	---------------	---	---------------------	-----------------------------------	--	-------------------------------------

を証する情報	(新設)	ホ イからニまでに規定する申請以外の場 合にあっては、登記
--------	------	-------------------------------------

	三十 (略)	
	所有権の 登記	
ハ (略) を証する情報	イ (略) 法第六十三条第三 項の規定により登記 権利者が単独で申請 するときは、相続が あったことを証する 市町村長その他の公 務員が職務上作成し た情報(公務員が職 務上作成した情報が ない場合にあつては 、これに代わるべき 情報)及び遺贈(相 続人に対する遺贈に 限る。)によつて所 有権を取得したこと を証する情報	チ ト (略) 原因を証する情報 トの第三者が抵当 証券の所持人又は裏 書人であるときは、 当該抵当証券 リ・ヌ (略)

	三十 (同上)	
	所有権の 登記	
ロ (同上)	イ (新設) (同上)	チ (同上) 原因を証する情報 ト ヘ (同上) の第三者が抵当 証券の所持人又は裏 書人であるときは、 当該抵当証券 リ・リ (同上)

(略)

(同上)

改正案	現行
<p>（登記簿の附属書類の閲覧）</p> <p>第十四条 何人も、正当な理由があるときは、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、登記簿の附属書類（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの。次項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。</p> <p>3 不動産登記法第百十九条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による請求について準用する。</p> <p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第十六条 不動産登記法第二条第四号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第</p>	<p>（登記簿の附属書類の閲覧）</p> <p>第十四条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、利害関係がある部分に限り、登記簿の附属書類（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>2 不動産登記法第百十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による請求について準用する。</p> <p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第十六条 不動産登記法第二条第四号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第</p>

二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百十二条まで、第一百四十一条から第一百七十七条まで並びに第一百五十二条から第一百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第二号から第四号まで、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二

二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百十二条まで、第一百四十一条から第一百五十一条まで並びに第一百五十一条から第一百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項（第四号を除く。）、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、建設機械の登記

十条まで並びに第二十二條から第二十六條までの規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五條第一号、第八條第三項、第五百五十二條第二項及び第五百五十七條第六項並びに同令第二十五條を除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、同法第二十五條第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第八條第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、同法第五百五十二條第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同法第五百五十七條第六項中「不動産登記法（昭和二十九年政令第三百五号）第十六條第一項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五百五十七條第二項」とあるのは「建設機械登記令第十六條第一項において準用する不動産登記法第五百五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）別表」と、同令第二十條第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（建設機械登記令第十六條第一項において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五條中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六條第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第

について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五條第一号、第八條第三項、第五百五十一條第二項及び第五百五十七條第六項並びに同令第二十五條を除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、同法第二十五條第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第八條第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、同法第五百五十一條第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同法第五百五十七條第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六條第一項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五百五十七條第二項」とあるのは「建設機械登記令第十六條第一項において準用する不動産登記法第五百五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）別表」と、同令第二十條第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（建設機械登記令第十六條第一項において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五條中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六條第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六條第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な

十六条第一項において準用する「不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 (略)

別表（第七条、第八条関係）

項 (略)	登記	申請情報	添付情報
五	権利に関する登記の抹消（二十三の項の登記を除く。）		イ (略) ロ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第七十条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第六十六条第一項に規定する除権決定があつたことを証する情報 ハ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第七十条第四項前段の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登

技術的読替えは、法務省令で定める。

2 (同上)

別表（第七条、第八条関係）

項 (同上)	登記	申請情報	添付情報
五	権利に関する登記の抹消（二十三の項の登記を除く。）		イ (同上) ロ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第七十条第二項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第六十六条第一項に規定する除権決定があつたことを証する情報 ハ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第七十条第三項前段の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登

ホ	第 十六 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 不 動 産	情 報	抹 消 の 申 請 を す べ き 者 の 所 在 が 知 れ な い こ と を 証 す る	(3)	(1) ・ (2)	(略)	情 報	記 の 抹 消 を 申 請 す る と き は、 次 に 掲 げ る	記 の 抹 消 を 申 請 す る と き は、 次 に 掲 げ る	情 報	(1) (略)	(2)	抹 消 の 申 請 を す べ き 者 の 所 在 が 知 れ な い こ と を 証 す る	情 報	二 第 十 六 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 不 動 産	登 記 法 第 七 十 条 第 四 項 後 段 の 規 定 に よ り 登 記 権 利 者 が 単 独 で 抵 当 権 に 関 す る 登 記 の 抹 消 を 申 請 す る							
---	--	--------	--	-----	-----------------	-----	--------	--	--	--------	------------	-----	--	--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(新設)	第 十 六 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 不 動 産	情 報	抹 消 の 申 請 を す べ き 者 の 所 在 が 知 れ な い こ と を 証 す る	(3)	(1) ・ (2)	(同上)	情 報	記 の 抹 消 を 申 請 す る と き は、 次 に 掲 げ る	記 の 抹 消 を 申 請 す る と き は、 次 に 掲 げ る	情 報	(1) (同上)	(2)	登 記 義 務 者 の 所 在 が 知 れ な い こ と を 証 す る	登 記 義 務 者 の 所 在 が 知 れ な い こ と を 証 す る	二 第 十 六 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 不 動 産	登 記 法 第 七 十 条 第 三 項 後 段 の 規 定 に よ り 登 記 権 利 者 が 単 独 で 抵 当 権 に 関 す る 登 記 の 抹 消 を 申 請 す る							
------	--	--------	--	-----	-----------------	------	--------	--	--	--------	-------------	-----	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(略)	
	<p>ト 産登記法第七十条の 二の規定により登記 権利者が単独で抵当 権に関する登記の抹 消を申請するときは 、次に掲げる情報 (1) 被担保債権の弁 済期を証する情報 (2) 共同して登記の 抹消の申請をすべ き法人の解散の日 を証する情報 (3) 不動産登記法第 七十条第二項に規 定する方法により 調査を行つてもな お(2)の法人の清算 人の所在が判明し ないことを証する 情報 ヘ イからホまでに規 定する申請以外の場 合にあつては、登記 原因を証する情報 (略)</p>

(同上)	
	<p>ヘ 産登記法第七十条の 二の規定により登記 権利者が単独で抵当 権に関する登記の抹 消を申請するときは 、次に掲げる情報 (1) 被担保債権の弁 済期を証する情報 (2) 共同して登記の 抹消の申請をすべ き法人の解散の日 を証する情報 (3) 不動産登記法第 七十条第二項に規 定する方法により 調査を行つてもな お(2)の法人の清算 人の所在が判明し ないことを証する 情報 ホ イからニまでに規 定する申請以外の場 合にあつては、登記 原因を証する情報 (同上)</p>

(略)	八	
		所有権の登記
ハ	イ	<p>（略）</p> <p>第十六条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相續があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によつて所有権を取得したことを証する情報</p>
(同上)	八	
		所有権の登記
ロ	イ	<p>（同上）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（不動産登記法等の準用） 第十六条 不動産登記法第二条第十二号から第十六号まで、第十六条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第五十九条（第六号を除く。）、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項（相続に係る部分を除く。）、第六十四条第一項、第六十六条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及び第四項、第六十八条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第七十一条、第七十二条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第八十九条第一項、第一百五十二条から第一百五十六条まで、第一百五十七条（第四項を除く。）並びに第一百五十八条の規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第十一号イ及びロ並びに第十二号、第四条、第七条第一項第五号（同号ロ(2)を除く。）、第八条第一項第六号（質権に係る部分を除く。）、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第五項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条（第三号及び第五号を除く。）並びに第二十二号から第二十六条までの規定は、企業担保権に関する登記について</p>	<p>（不動産登記法等の準用） 第十六条 不動産登記法第二条第十二号から第十六号まで、第十六条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第五十九条（第六号を除く。）、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項（相続に係る部分を除く。）、第六十四条第一項、第六十六条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及び第四項、第六十八条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第七十一条、第七十二条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第八十九条第一項、第一百五十一条から第一百五十六条まで、第一百五十七条（第四項を除く。）並びに第一百五十八条の規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第十一号イ及びロ並びに第十二号、第四条、第七条第一項第五号（同号ロ(2)を除く。）、第八条第一項第六号（質権に係る部分を除く。）、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第五項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条（第三号及び第五号を除く。）並びに第二十二号から第二十六条までの規定は、企業担保権に関する登記について</p>

て準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十五条第一号、第五百二十二条第二項及び第五百二十七条第六項並びに同法第二十条第二号及び第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と、同法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「企業担保権の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）」第十六条において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五十七条第二項」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）別表」と、同法第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）」とあるのは「企業担保権者となる者」と、同法第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）」第十六条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

て準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十五条第一号、第五百十一条第二項及び第五百二十七条第六項並びに同法第二十条第二号及び第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と、同法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「企業担保権の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）」第十六条において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五十七条第二項」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）別表」と、同法第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）」とあるのは「企業担保権者となる者」と、同法第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）」第十六条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

四 抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（抵当証券の控えの謄抄本の交付等の手数料） 第八条（略）</p> <p>2 法第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第二百一十一条第三項及び第四項の規定による登記所に備え付けた抵当証券の控え又は附属書類の閲覧についての手数料の額は、一抵当証券の控え又は一事件に関する書類につき四百五十円とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（抵当証券の控えの謄抄本の交付等の手数料） 第八条（同上）</p> <p>2 法第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第二百一十一条第二項の規定による登記所に備え付けた抵当証券の控え又は附属書類の閲覧についての手数料の額は、一抵当証券の控え又は一事件に関する書類につき四百五十円とする。</p> <p>3（同上）</p>

五 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（登記簿の附属書類の閲覧）</p> <p>第三十四条 何人も、正当な理由があるときは、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、登記簿の附属書類（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。</p> <p>3 不動産登記法第十九条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による請求について準用する。</p> <p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七</p>	<p>（登記簿の附属書類の閲覧）</p> <p>第三十四条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、利害関係がある部分に限り、登記簿の附属書類（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>2 不動産登記法第十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による請求について準用する。</p> <p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七</p>

条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項（地上権、永小作権、質権又は採石権に関する登記及び買戻しの特約に関する登記に係る部分を除く。）、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百七十七条まで並びに第一百五十二条から第五百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項（第一号を除く。）、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法

条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十八条まで、第九十九条（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二條から第二十六條までの規定は、船舶の登記について

第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。)、第八号及び第九号、第九号から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二号から第二十六条までの規定は、船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第八号第三項、第九号第二項及び第五十七号第六項並びに同法第二十五条を除く。)中「不動産」とあるのは「船舶」と、同法第二十五条第一号及び第八号第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第五十二号第二項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同法第五十七号第六項中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、同法第五十七号第二項中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令第三十五条第一項において準用する不動産登記法第五十七号第二項」と、同法第七号第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)別表一」と、同法第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(船舶登記令第三十五条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同法第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「

準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第八号第三項、第九号第二項及び第五十七号第六項並びに同法第二十五条を除く。)中「不動産」とあるのは「船舶」と、同法第二十五条第一号及び第八号第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第五十一号第六項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同法第五十七号第六項中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、同法第五十七号第二項中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令第三十五条第一項において準用する不動産登記法第五十七号第二項」と、同法第七号第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)別表一」と、同法第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(船舶登記令第三十五条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同法第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同法第三十五条第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

同令第三十五条第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十二号まで、第六十三条第一項及び第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条まで、第一百九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百十条、第一百十一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六条、第一百十七条並びに第一百五

2 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三号まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条まで、第一百九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百十条、第一百十一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六条、第一百十七条並びに第一百五十一条から第一百五十八条までの規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号

二条から第五十八条までの規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第四号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の第十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第五十二条第二項及び第五十七条第六項並びに同法第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五十七条第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第二項において準用する不動産登記法第五十七条第二項」と、同法第七号第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）別表二」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登

（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の第十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第五十一条第二項及び第五十七条第六項並びに同法第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五十七条第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第二項において準用する不動産登記法第五十七条第二項」と、同法第七号第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）別表二」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（船舶登記令第三十五条第二項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権

記名義人となる者（船舶登記令第三十五条第二項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第二項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

3
(略)

別表一（第十二条、第十三条関係）

五 (略)	項 (略)	登記	申請情報	添付情報
		権利に関する登記（抹消（二十九の項の登記を除く。）		イ（略） ロ 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第七十条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第六十一条に規定する除権決定があったことを証する情報

利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第二項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

3
(同上)

別表一（第十二条、第十三条関係）

五 (同上)	項 (同上)	登記	申請情報	添付情報
		権利に関する登記（抹消（二十九の項の登記を除く。）		イ（同上） ロ 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第七十条第二項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第六十一条に規定する除権決定があったことを証する情報

情報	ないことを証する	人の所在が判明し	お(2)の法人の清算	調査を行ってもな	定する方法により	七十条第二項に規	(3) 不動産登記法第	を証する情報	抹消の申請をすべ	き法人の解散の日	(2) 共同して登記の	済期を証する情報	(1) 被担保債権の弁	は、次に掲げる情報	抹消を申請するとき	当権に関する登記の	記権利者が単独で抵	の二の規定により登	動産登記法第七十条	において準用する不	ホ	第三十五条第一項	情報	ないことを証する	き者の所在が知れ	抹消の申請をすべ																		
																											を証する情報	抹消の申請をすべ	き法人の解散の日	共同して登記の	済期を証する情報	被担保債権の弁	は、次に掲げる情報	抹消を申請するとき	当権に関する登記の	記権利者が単独で抵	の二の規定により登	動産登記法第七十条	において準用する不	第三十五条第一項	情報	ないことを証する	き者の所在が知れ	抹消の申請をすべ
																											を証する情報	抹消の申請をすべ	き法人の解散の日	共同して登記の	済期を証する情報	被担保債権の弁	は、次に掲げる情報	抹消を申請するとき	当権に関する登記の	記権利者が単独で抵	の二の規定により登	動産登記法第七十条	において準用する不	第三十五条第一項	情報	ないことを証する	き者の所在が知れ	抹消の申請をすべ

在が知れないこと
を証する情報

(新設)

	八 (略)	
	所有権の 移転の登 記	
ハ (略)	イ (略) 第三十五条第一項 において準用する不 動産登記法第六十三 条第三項の規定によ り登記権利者が単独 で申請するときは、 相続があつたことを 証する市町村長その 他の公務員が職務上 作成した情報（公務 員が職務上作成した 情報がない場合に あつては、これに代 わらるべき情報）及 び遺贈（相続人に対 する遺贈に限る。） によつて所有権を取 得したことを証する 情報	ヘ イからホまでに規 定する申請以外の場 合にあつては、登記 原因を証する情報 （略）

	八 (同上)	
	所有権の 移転の登 記	
ロ (同上)	イ (同上) (新設)	ホ イからニまでに規 定する申請以外の場 合にあつては、登記 原因を証する情報 （同上）

十四 (略)	抵当権に 関する登 記の抹消 (二十の 項の登記 を除く。	別表二(第二十六条、第二十七条関係)	
		項	登記
		申請情報	添付情報
		(略)	
		イ (略)	
		ロ 第三十五条第二項 において準用する不 動産登記法第七十条 第三項の規定により 登記権利者が単独で 申請するときは、非 訟事件手続法第六六 条第一項に規定する 除権決定があつたこ とを証する情報	
		ハ 第三十五条第二項 において準用する不 動産登記法第七十条 第四項前段の規定に より登記権利者が単 独で抵当権に関する 登記の抹消を申請す るときは、次に掲げ る情報 (1) (略)	

十四 (同上)	抵当権に 関する登 記の抹消 (二十の 項の登記 を除く。	別表二(第二十六条、第二十七条関係)	
		項	登記
		申請情報	添付情報
		(同上)	
		イ (同上)	
		ロ 第三十五条第二項 において準用する不 動産登記法第七十条 第二項の規定により 登記権利者が単独で 申請するときは、非 訟事件手続法第六六 条第一項に規定する 除権決定があつたこ とを証する情報	
		ハ 第三十五条第二項 において準用する不 動産登記法第七十条 第三項前段の規定に より登記権利者が単 独で抵当権に関する 登記の抹消を申請す るときは、次に掲げ る情報 (1) (同上)	

当権に関する登記の	記権利者が単独で抵	の二の規定により登	動産登記法第七十条	において準用する不	ホ 第三十五条第二項	情報	なき者の所在が知れないことを証する	抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する	(1)・(2) (略)	(3) 共同して登記の	る情報	るときは、次に掲げる情報	登記の抹消を申請する	独で抵当権に関する	第四項後段の規定に	動産登記法第七十条	ニ 第三十五条第二項	において準用する不	情報	(2) 共同して登記の	抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する
																				抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する	

当権に関する登記の	記権利者が単独で抵	の二の規定により登	動産登記法第七十条	において準用する不	ホ (新設) 第三十五条第二項	情報	なき者の所在が知れないことを証する	抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する	(1)・(2) (同上)	(3) 登記義務者の所在が知れないことを証する情報	る情報	るときは、次に掲げる情報	登記の抹消を申請する	独で抵当権に関する	第三項後段の規定に	動産登記法第七十条	ニ 第三十五条第二項	において準用する不	情報	(2) 登記義務者の所在が知れないことを証する情報	在が知れないことを証する情報
																				在が知れないことを証する情報	

(略)	
(同上)	
	<p>ト 抹消を申請するとき は、次に掲げる情報 (1) 被担保債権の弁 済期を証する情報 (2) 共同して登記の 抹消の申請をすべ き法人の解散の日 を証する情報 (3) 不動産登記法第 七十条第二項に規 定する方法により 調査を行つてもな お(2)の法人の清算 人の所在が判明し ないことを証する 情報 へ イからホまでに規 定する申請以外の場 合にあつては、登記 原因を証する情報 (略)</p>
<p>ホ 抹消を申請するとき は、次に掲げる情報 (1) 被担保債権の弁 済期を証する情報 (2) 共同して登記の 抹消の申請をすべ き法人の解散の日 を証する情報 (3) 不動産登記法第 七十条第二項に規 定する方法により 調査を行つてもな お(2)の法人の清算 人の所在が判明し ないことを証する 情報 へ イからホまでに規 定する申請以外の場 合にあつては、登記 原因を証する情報 (同上)</p>	

六 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>（登記簿の附属書類の閲覧）</p> <p>第十七条 何人も、正当な理由があるときは、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、登記簿の附属書類（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの。次項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。</p> <p>3 不動産登記法第十九条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による請求について準用する。</p> <p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第十八条 不動産登記法第二条第五号、第九号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項、第六十四条第一項、第六</p>	<p>（登記簿の附属書類の閲覧）</p> <p>第十七条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、利害関係がある部分に限り、登記簿の附属書類（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>2 不動産登記法第十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による請求について準用する。</p> <p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第十八条 不動産登記法第二条第五号、第九号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券</p>

十五條、第六十六條（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七條第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八條（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九條、第七十條第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十條の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一條、第七十二條（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第八十三條第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四條（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八條第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九條から第九十三條まで、第九十七條から第一百八條まで、第九九條（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百十條、第一百一十條第二項及び第三項、第一百十二條、第一百十四條並びに第一百五十二條から第一百五十八條までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二條第一号、第七号及び第八号、第三條第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四條、第七條第一項第五号及び第三項第四号、第八條第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一條において準用する同法第三百九十八條の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九條から第十二條まで、第十四

の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七條第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八條（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九條、第七十條第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一條、第七十二條（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十三條第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四條（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八條第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九條から第九十三條まで、第九十七條から第一百八條まで、第九九條（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百十條、第一百一十條第二項及び第三項、第一百十二條、第一百十四條並びに第一百五十一條から第一百五十八條までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二條第一号、第七号及び第八号、第三條第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四條、第七條第一項第五号及び第三項第三号、第八條第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一條において準用する同法第三百九十八條の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九條から第十二條まで、第十四條から第二十條まで並びに第二十二條から第二十六條までの規定は、農業用動産の抵当権の登記につい

条から第二十条まで並びに第二十二條から第二十六條までの規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八百八条第三項、第五百二十二條第二項及び第五百七十七條第六項並びに同令第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、同法第二條第五号中「表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二條」とあるのは「農業用動産の抵当権に関する登記について、一個の農業用動産ごとに農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第四條」と、同法第二十五條第一号及び第八百八条第三項中「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地（漁船にあつては、その主たる根拠地）」と、同法第五百二十二條第二項中「不動産登記」とあるのは「農業用動産の抵当権の登記」と、同法第五十七條第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八條において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五十七條第二項」とあるのは「農業用動産抵当登記令第十八條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（農業用

て準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八百八条第三項、第五百二十二條第二項及び第五百七十七條第六項並びに同令第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、同法第二條第五号中「表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二條」とあるのは「農業用動産の抵当権に関する登記について、一個の農業用動産ごとに農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第四條」と、同法第二十五條第一号及び第八百八条第三項中「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地（漁船にあつては、その主たる根拠地）」と、同法第五百二十一條第二項中「不動産登記」とあるのは「農業用動産の抵当権の登記」と、同法第五十七條第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八條において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五十七條第二項」とあるのは「農業用動産抵当登記令第十八條において準用する不動産登記法第五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（農業用動産抵当登記令第十八條において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五

動産抵当登記令第十八条において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十八条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

別表（第九条、第十条関係）

項	登記	申請情報	添付情報
十六 (略)	抵当権に関する登記の抹消（十九の項の登記を除く。）		イ・ロ（略） ハ 第十八条において準用する不動産登記法第七十条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する情報 ニ 第十八条において準用する不動産登記法第七十条第四項前

条中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十八条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

別表（第九条、第十条関係）

項	登記	申請情報	添付情報
十六 (同上)	抵当権に関する登記の抹消（十九の項の登記を除く。）		イ・ロ（同上） ハ 第十八条において準用する不動産登記法第七十条第二項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する情報 ニ 第十八条において準用する不動産登記法第七十条第三項前

準用する不動産登記法第七十条の二の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報
 (1) 被担保債権の弁済期を証する情報
 (2) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報
 (3) 不動産登記法第七十条第二項に規定する方法により調査を行つてもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報
 ト| イからへまでに規定する申請以外の場合にあつては、登記原因を証する情報
 チ| (略)

ト| (同上)
 ト| イからホまでに規定する申請以外の場合にあつては、登記原因を証する情報

(略)

(同上)